

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃の改正決定に係る千葉地方労働審議会の意見  
に関する公示

千葉労働局一般公示第126号

令和7年2月5日千葉地方労働審議会から千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項に規定に基づき、令和7年2月20日までに、千葉労働局長（千葉市中央区中央4-11-1）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和7年2月5日

千葉労働局長

岩野 剛

記

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃の改正決定に係る千葉地方労働審議会の意見  
要旨

次の千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃を改正すること。

1 適用する家内労働者

千葉県の区域内で婦人既製洋服製造業に係る上衣、ワンピース、コート、スカート又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

### 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

工 程	規 格	金 額	
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	3センチメートルにつき 10円	
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 14円	
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 12円	
スナップ付け		1組につき 14円	
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 24円	
	ウエスト用以外	1組につき 19円	
ボタン付け	根巻きあり カボタンあり	1個につき 16円	
	根巻きあり カボタンなし	1個につき 10円	
	根巻きなし カボタンなし	1個につき 7円	
鎖糸ループ付け	鎖糸ループ作りを含む	1か所につき 10円	
	鎖糸ループを含まない	1か所につき 3円	
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 12円	
ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 14円	
ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 15円	
見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 21円	
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 14円	
そで口裏まつり		10センチメートルにつき 19円	
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき 12円	
襟付けまつり		10センチメートルにつき 9円	
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき 24円	
肩パット付け		1組につき 27円	
カフス付け		カフスカバーまつりかんぬき止め	1枚につき 66円
襟付け		えりカバーまつりかんぬき止め	1枚につき 29円
襟づくり止め		1枚につき 10円	
糸くず取り		1枚につき 21円	

### 4 効力発生の日 法定どおり

(別 紙)

異 議 申 出 書

令和7年2月5日貴殿が公示した千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃に係る地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者

住 所

氏 名

千葉労働局長 岩野 剛 殿